

おむつ代に係る医療費控除証明事務取扱要領

この要領は、「おむつ代に係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老総発第0701001号各都道府県・各指定都市衛生・民生主管部（局）長官宛て厚生労働省医政局総務課長・社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局総務課長連名通知）に基づく、証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

1 おむつ代に係る医療費控除証明を希望する者は、総社市長に対し、「おむつ代の医療費控除の証明申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出する。

2 申請者の範囲は本人、本人の同居家族及び本人の扶養者とする。申請者以外の者が申請手続きをする場合は、同意欄に記名を必要とする。

3 申請書を受理した時は、次のいずれの要件にも該当するかどうかを確認する。

- (1) おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であるもの。
- (2) 当該年に介護保険法に基づく認定申請があり、要介護認定に係る主治医意見書の内容が確認できるもの、又は当該年に要介護認定に係る主治医意見書が存在せず、現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、その要介護認定に係る主治医意見書の内容が確認できるもの。
- (3) 主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が「B1, B2, C1, C2」に該当するもの
- (4) 主治医意見書の「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針」の「尿失禁」にチェックがあるもの

4 市長は、上記3の条件をすべて満たしている場合のみ「おむつ代の医療費控除証明書」（様式第2号）を交付するものとする。

5 証明基準に基づき非該当となったものについては、認定書の交付は行わないこととする。なお、通常は口頭で非該当である旨伝えることとするが、申請者から求めがあった場合には、「おむつ代の医療費控除非該当通知書」（様式第3号）を交付することとする。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。